様式第一号(一)(第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

令和 7 年 5 月 20 日

都道府県知事 (市長)

殿

届出者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号

氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△	事業所		
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号			
特別管理産業廃棄物	管理責任者の職名及び氏名		電話番号	000-xxx-000
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○	○○市○○番□□号 (※保管事業場内で複数の住所がある	る場合記入)	

## ①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

			廃ҙ	集物の型記	弌等				量			保管の	の状況			
番号	廃棄物の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	処分予 定 年月	台数又 は 容器の 数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	容器の 性状	囲い等の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 の おそれ	処理業者との 調整状況	参考事項
2-003	①変圧器 (トランス)	75 kVA	⑥三菱電 機(株)	SF-T	S57. 1	730	R7. 9	1 台	295.0 kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	2.6mg/kg 島津
5-001	⑦コンデン サー(3kg以 上)	50 kVA	<sup>16</sup> 日本コ ンデンサ 工業(株)	NEF- 65050R	S50. 1			1 台	31.0 kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	濃度不明 R7.5

5-002	<ul><li>⑧コンデン</li><li>サー (3kg未満)</li></ul>	4 μ Γ	(株)	MP. 80MWK 405K	S63. 2		R7. 6	55	個	8. 7	kg	低濃度	ペール 缶 130入	囲い 有、掲 示有	分別	なし	契約済み	みなし低 濃度
3-004	②遮断器	7.2 kVA	①(株)愛 知電機工 作所	DH- 121EM-5F	S49. 5			1	台	110.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	15mg/kg 内藤環境
4-008	②その他PCB を含む油						R7. 8	3	缶	618.0	kg	低濃度	ドラム缶 2000入り	囲い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	3.6mg/kg 帝人エコ
4-009	② ウエス							1	箱	16.0	kg	低濃度	プラスチック 容器 400入り	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	濃度不明 R7.8
3-010	②塗膜						R7. 7	6	缶	366. 0	kg	低濃度	ドラム缶 2000入り	囲い 有、掲 示有	分別	なし	契約済み	1.6mg/kg いであ
3-011	⑦コンデン サー (3kg以 上)	100 kVA	<ul><li>⑥日本コンデンサ工業(株)</li></ul>	TPB- 36100RI	S44. 1	DF式	R7. 9	1	台	85. 0	kg	高濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	契約済み	①に保管

(日本産業規格 A列4番)

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

			廃	棄物の型式	等		量	<u>t</u>	S.B. 1.			
番号	廃棄物の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
6-010	①変圧器(トラ ンス)	75 kVA	②富士電機 製造(株) (現:富士	FH75T5-75S	S54. 1	A-695 1250	1 台	460.0 kg	低濃度	R6. 5. 15	他の事業場から移動	濃度不明 R7.7

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

			廃棄	物の型式	弌等		直	I.	S.B. L.				
番号	廃棄物の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
2-011	⑦コンデン サー (3kg以 上)	100 kVA	②東京 芝浦電 気(株)	BRTR- A6J2R	S58. 1		1 台	30.0 kg	低濃度	R6. 12. 20	他の事業場に 移動	○○県○○市○○	21mg/kg 島津

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

			廃棄	物の型式	弋等		Ī	ŧ	\ \d\		処分した場合	処分	分を委託した場	合	
番号	廃棄物の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	参考事項
3-003	28開閉器	100 VA	③(株) 戸上電 機製作	ST-A	S48. 7		1 台	43.0 kg	低濃 度			R6. 6. 10	○○株式会社	R6. 7. 25	25mg/kg ユーロ フィン

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事	業所		
	○○県○○市○○番○○号			
ポリ塩化ビフェニ/ 責任者	レ使用製品に係る事業の管理 の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	000-xxx-
所在の場所	事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

			製	品の型式	等		厚	<b>軽棄の見込み</b>	1	ŧ	\	
番号	製品の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度 区分	参考事項
6-013	①変圧器 (トランス)	150 kVA	⑥三菱電 機(株)	RA-T	S55. 1	1300	R8. 1	未定	1 台	525.0 kg	低濃度	濃度不明 R7.7

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

			製	品の型式	等		量	₹ E				
番号	製品の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

			製	品の型式	等		1	ŧ				
番号	製品の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
	該当なし											

- 備考 1.この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び 「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  - 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  - 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること (例:「ドラム缶」、「なし」)。
  - 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 14.「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入する こと。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。